

Ⅲ 栃木県総合教育センターの取り組み

2. 「県生涯学習ボランティアセンター」での活動

(2) ボランティア団体の設立支援

① ボランティア団体の設立

◆ 団体名「栃木県メディアボランティア」

設立時期： 平成14年6月

役員数： 代表1名 副代表2名

ボランティア数： 約30名

構成： 学生、主婦、会社員、定年退職者など幅広い年齢層

主な活動： ボランティアによる初心者のためのパソコン無料相談

活動日時： 毎週土曜日 午後1時30分～午後3時30分

活動場所： 総合教育センター2階202研修室

連絡調整： Web上で、仮想イントラネットとメーリングリストを使い日程等の調整と、ホームページを利用して活動の広報及び会員の募集を行っている。

ホームページ：<http://www8.plala.or.jp/hikoki/t-media-vol-index.htm> (※資料1)

会則： 平成14年5月25日から施行 (※資料2)

参考： 「栃木県メディアボランティア」については、平成14年度文部科学省委託事業「地域におけるボランティア活動活性化のための調査研究報告書「知ろう！応援しよう！元気印のボランティア活動」株式会社日本総合研究所 平成15年3月発行に詳しく掲載されている。また、文部科学省のホームページ内の「生涯学習政策」の「奉仕活動・体験活動情報の窓口」でも紹介されている。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/houshi/jirei/03072801.htm

(※資料1)「栃木県メディアボランティア」ホームページ



(※資料2)「栃木県メディアボランティア」会則

栃木県メディアボランティア会則

(名称)

第1条 本会は、栃木県メディアボランティア（以下「メディアボラ」と称する。なお、通称をメディアボラとする。

(目的)

第2条 メディアボラは、栃木県総合教育センター内学習情報センター（以下「センター」）の設備などを利用して、県内のパソコン初心者を対象にパソコンの本操作に対する疑問・悩みなどを解決するための支援をすることを目的とする。

(活動)

第3条 メディアボラは、目的達成のため次の活動を行う。

- ① 定例的に相談会を開催する。
- ② 月1回以上、会員による会員のための勉強会を開催する。
- ③ その他、目的を達成するための活動を行う。

(入会)

第4条 メディアボラの趣旨に賛同し入会を希望する者は入会申込書を代表に提出する。

(報酬)

第5条 活動に対する報酬は、無報酬とする。

(役員など)

第6条 メディアボラに次の役員を置く。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 2名
- 2 役員は、会員の互選とする。
- 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 代表はメディアボラを代表し、会務を総理する。
- 5 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 この会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第7条 メディアボラの事務局は、センター内に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるほか、メディアボラの活動に関する必要事項は、代表がセンターと協議し別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は平成14年5月25日から施行する。